

きら
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会

第 3 回 総 会

別 冊 資 料



〔 目 次 〕

(1) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会会則	1
(2) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会名簿	5
(3) 〔報告事項4 関係〕第80回国民スポーツ大会八戸市識別用品整備要項	9
(4) 〔報告事項4 関係〕第80回国民スポーツ大会八戸市遺失物・拾得物取扱要項	11
(5) 〔報告事項4 関係〕第80回国民スポーツ大会八戸市保険加入要項	23
(6) 〔報告事項4 関係〕第80回国民スポーツ大会八戸市歓迎装飾・おもてなし実施要項	27
(7) 〔報告事項4 関係〕第80回国民スポーツ大会八戸市案内所・休憩所設置要項	28
(8) 〔報告事項4 関係〕第80回国民スポーツ大会八戸市売店設置運営要項	30
(9) 〔報告事項4 関係〕第80回国民スポーツ大会八戸市情報通信基本計画	42
(10) 〔報告事項4 関係〕第80回国民スポーツ大会八戸市式典基本計画	43
(11) 〔報告事項4 関係〕第80回国民スポーツ大会八戸市宿泊基本計画	44
(12) 〔報告事項4 関係〕第80回国民スポーツ大会八戸市弁当調達要項	45
(13) 〔報告事項4 関係〕第80回国民スポーツ大会八戸市弁当調達委員会設置要項	48
(14) 〔報告事項4 関係〕第80回国民スポーツ大会八戸市医療救護要項	50
(15) 〔報告事項4 関係〕第80回国民スポーツ大会八戸市感染症（防疫）対策要項	51
(16) 〔報告事項4 関係〕第80回国民スポーツ大会八戸市食品衛生対策要項	52
(17) 〔報告事項4 関係〕第80回国民スポーツ大会八戸市環境衛生対策要項	53
(18) 〔報告事項4 関係〕第80回国民スポーツ大会八戸市輸送・交通業務実施要項	55
(19) 〔報告事項4 関係〕第80回国民スポーツ大会八戸市警備・消防防災業務実施要項	58
(20) 〔議案第1号 関係〕第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会 八戸市開催推進総合計画	60

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会において、八戸市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係競技団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(構成)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 八戸市を代表する者
- (2) 八戸市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体及び関係機関を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 30名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、八戸市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会において必要な事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名したものがこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、

その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。

(3) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会において準用する。

9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第13条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分できる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

(経費)

第15条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第16条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第18条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第19条 実行委員会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

この会則は、令和4年11月18日から施行する

附 則

この会則は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年5月30日から施行する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会名簿

令和7年5月12日現在

(順不同・敬称略)

【会長】1名

選出区分	所属機関・団体名	役 職	氏 名
市関係	八戸市	市長	熊谷 雄一

【副会長】5名

選出区分	所属機関・団体名	役 職	氏 名
市議会関係	八戸市議会	議長	小屋敷 孝
市関係	八戸市	副市長	佐々木 郁夫
市関係	八戸市	副市長	石田 慎一郎
スポーツ関係	八戸市スポーツ協会	会長	米内 正明
学校・教育関係	八戸市教育委員会	教育長	齋藤 信哉

【常任委員】28名

選出区分	所属機関・団体名	役 職	氏 名
市関係	八戸市観光文化スポーツ部	部長	工藤 俊憲
市関係	八戸市福祉部	部長	佐々木 結子
学校・教育関係	三八地区高等学校長協会	会長	嵯峨 弘章
学校・教育関係	八戸市中学校校長会	会長	佐々木 宏恵
学校・教育関係	八戸市小学校校長会		小笠原 一彦
競技団体	一般社団法人青森県サッカー協会	会長	大南 博義
競技団体	一般財団法人青森県バスケットボール協会	会長	石黒 一之
競技団体	青森県レスリング協会	会長	清水 悦郎
競技団体	青森県自転車競技連盟	会長	森内 之保留
競技団体	青森県ソフトボール協会	会長	沼澤 憲三
競技団体	青森県ラグビーフットボール協会	会長	大矢 保
競技団体	青森県ボウリング連盟	会長	津島 淳
競技団体	一般社団法人青森県スケート連盟	会長	岡田 英
競技団体	青森県アイスホッケー連盟	会長	橋本 昭一
スポーツ関係	八戸市スポーツ推進委員協議会	会長	目澤 伸一
スポーツ関係	青森県高等学校体育連盟	会長	岡 一仁
スポーツ関係	八戸市中学校体育連盟	会長	木村 政和
宿泊・飲食関係	八戸市旅館ホテル協同組合	理事長	附田 眞輔
宿泊・飲食関係	八戸ホテル協議会	会長	松橋 満幸
宿泊・飲食関係	八戸情報共有会	幹事	下遠 良子
輸送・交通関係	三八五バス株式会社	代表取締役社長	安達 清幸
輸送・交通関係	岩手県北自動車株式会社南部支社	支社長	高橋 学
輸送・交通関係	八戸市タクシー協会	会長	小笠原 修
保健・医療関係	一般社団法人八戸市医師会	会長	熊谷 俊一
各種団体関係	八戸商工会議所	会頭	武輪 俊彦
各種団体関係	一般財団法人VISITはちのへ	理事長	佐々木 伸夫
各種団体関係	八戸市連合町内会連絡協議会	会長	荒川 繁信
各種団体関係	八戸市身体障害者団体連合会	会長	東山 国男

【監事】2名

選出区分	所属機関・団体名	役 職	氏 名
市関係	八戸市	代表監査委員	佐々木 勝弘
各種団体関係	一般財団法人VISITはちのへ	専務理事	阿部 寿一

【委員】40名

選出区分	所属機関・団体名	役 職	氏 名
市関係	八戸市	会計管理者兼出納室長	淡路 徹
県関係	八戸警察署	署長	鎌田 行剛
県関係	青森県三八地域連携事務所	所長	工藤 福保
学校・教育関係	八戸工業大学	学長	船崎 健一
学校・教育関係	八戸学院大学	学長	小林 眞
学校・教育関係	八戸学院大学短期大学部	学長	杉山 幸子
学校・教育関係	八戸工業高等専門学校	校長	土屋 範芳
学校・教育関係	八戸市私立幼稚園協会	会長	正部家 朱美
学校・教育関係	八戸市連合父母と教師の会	会長	富岡 朋尚
競技団体	NPO法人八戸市サッカー協会	会長	嶋脇 洋三
競技団体	八戸市バスケットボール協会	会長	石黒 一之
競技団体	八戸市レスリング協会	会長	橋場 保人
競技団体	八戸自転車競技協会	会長	立花 敬之
競技団体	八戸市ソフトボール協会	会長	豊田 美好
競技団体	八戸ラグビーフットボール協会	会長	一戸 栄司
競技団体	八戸市ボウリング協会	会長	古川 一司
競技団体	八戸市スケート協会	会長	河原木 浩
競技団体	八戸市アイスホッケー協会	会長	田島 幹二
競技団体	青森県軟式野球連盟三八支部	支部長	金濱 文雄
競技団体	青森県空道協会	理事長	寺沢 純悦
スポーツ関係	八戸市スポーツ少年団	本部長	荒木 興一
宿泊・飲食関係	八戸食品衛生協会	会長	南山 泰政
宿泊・飲食関係	公益社団法人青森県栄養士会	理事	西野 祐希
宿泊・飲食関係	一般社団法人青森県旅行業協会	会長	片野 治
輸送・交通関係	一般財団法人青森県交通安全協会八戸地区交通安全協会	会長	速水 悦子
輸送・交通関係	東日本旅客鉄道株式会社八戸駅	駅長	吉田 正樹
輸送・交通関係	青い森鉄道株式会社	代表取締役社長	東 直樹
保健・医療関係	八戸歯科医師会	会長	堀部 崇
保健・医療関係	一般社団法人八戸薬剤師会	会長	阿達 昌亮
保健・医療関係	公益社団法人青森県看護協会三八支部	支部長	佐々木 恵美子
保健・医療関係	社会福祉法人八戸市社会福祉協議会	会長	伊藤 博章
保健・医療関係	日本赤十字社青森県支部	事務局長	神 登喜彦
保健・医療関係	八戸市保育連合会	会長	土屋 隆治
通信・報道関係	日本郵便株式会社八戸郵便局	局長	坂本 哲
通信・報道関係	東日本電信電話株式会社宮城事業部青森支店	支店長	磯崎 崇
各種団体関係	南郷商工会	会長	壬生 八十博
各種団体関係	一般社団法人八戸青年会議所	理事長	児玉 淳一郎
各種団体関係	八戸市老人クラブ連合会	会長	上田 武男
各種団体関係	東北電力ネットワーク株式会社八戸電力センター	所長	森 善則
各種団体関係	一般社団法人青森県手をつなぐ育成会	理事長	小関 幸一

【顧問】8名

選出区分	所属機関・団体名	役 職	氏 名
県議会関係	青森県議会	議員	田名部 定男
県議会関係	青森県議会	議員	清水 悦郎
県議会関係	青森県議会	議員	山田 知
県議会関係	青森県議会	議員	大崎 光明
県議会関係	青森県議会	議員	工藤 悠平
県議会関係	青森県議会	議員	高畑 紀子
県議会関係	青森県議会	議員	田端 深雪
県議会関係	青森県議会	議員	夏坂 修

【参与】48名

選出区分	所属機関・団体名	役 職	氏 名
市議会関係	八戸市議会	副議長	山名 文世
市議会関係	八戸市議会	議員	土嶺 直樹
市議会関係	八戸市議会	議員	長谷川 ひろゆき
市議会関係	八戸市議会	議員	山之内 悠
市議会関係	八戸市議会	議員	前田 由美
市議会関係	八戸市議会	議員	吉田 洸龍
市議会関係	八戸市議会	議員	田名部 裕美
市議会関係	八戸市議会	議員	高橋 正人
市議会関係	八戸市議会	議員	間 盛仁
市議会関係	八戸市議会	議員	久保 百恵
市議会関係	八戸市議会	議員	苫米地 あつ子
市議会関係	八戸市議会	議員	三浦 博司
市議会関係	八戸市議会	議員	石橋 充志
市議会関係	八戸市議会	議員	中村 益則
市議会関係	八戸市議会	議員	岡田 英
市議会関係	八戸市議会	議員	藤川 優里
市議会関係	八戸市議会	議員	壬生 八十博
市議会関係	八戸市議会	議員	上条 幸哉
市議会関係	八戸市議会	議員	森園 秀一
市議会関係	八戸市議会	議員	豊田 美好
市議会関係	八戸市議会	議員	日當 正男
市議会関係	八戸市議会	議員	寺地 則行
市議会関係	八戸市議会	議員	伊藤 圓子
市議会関係	八戸市議会	議員	立花 敬之
市議会関係	八戸市議会	議員	坂本 美洋
市議会関係	八戸市議会	議員	五戸 定博
市議会関係	八戸市議会	議員	吉田 淳一
学校・教育関係	八戸市教育委員会	委員	小澤 直子
学校・教育関係	八戸市教育委員会	委員	久保 千恵子
学校・教育関係	八戸市教育委員会	委員	福井 武久
学校・教育関係	八戸市教育委員会	委員	西山 康巳
報道機関	日本放送協会青森放送局	局長	中村 円香
報道機関	青森放送株式会社八戸支社	支社長	星 昌彦

選出区分	所属機関・団体名	役 職	氏 名
報道機関	株式会社青森テレビ八戸支社	支社長	大坂 浩二
報道機関	株式会社デーリー東北新聞社	代表取締役社長	広瀬 知明
報道機関	株式会社東奥日報社執行役員八戸支社	支社長	松林 拓司
報道機関	株式会社朝日新聞社青森総局	総局長	伊藤 唯行
報道機関	株式会社毎日新聞社青森支局	支局長	足立 旬子
報道機関	株式会社読売新聞社八戸支局	支局長	福浦 則和
報道機関	株式会社時事通信社青森支局	支局長	落水 浩樹
報道機関	株式会社河北新報社青森総局	総局長	古関 良行
報道機関	株式会社岩手日報社久慈支局	支局長	平野 祥子
報道機関	株式会社フジテレビジョン報道局青森支局	支局長	地名 伸一
報道機関	一般社団法人共同通信社青森支局	支局長	檜森 史朗
報道機関	株式会社日本経済新聞社青森支局	支局長	滝澤 英人
報道機関	青森朝日放送株式会社執行役員八戸支社	支社長	浜谷 英幸
報道機関	株式会社八戸テレビ放送	代表取締役社長	大久保 修
報道機関	株式会社陸奥新報社青森支社	支社長	尾崎 貴保

会 長 …	1 名
副 会 長 …	5 名
常任委員 …	28 名
監 事 …	2 名
委 員 …	40 名
顧 問 …	8 名
参 与 …	48 名
計	132 名

第80回国民スポーツ大会八戸市識別用品整備要項

1 趣旨

この要項は、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「あおもり国スポ」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、八戸市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等の識別用品について必要な事項を定める。

2 整備品目

識別用品として整備する品目は、簡素・効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。

(1) リハーサル大会

- ア ADカード（カードケースを含む。以下同じ。）
- イ 装飾品（帽子をいう。）
- ウ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品

(2) あおもり国スポ

- ア ADカード
- イ 装飾品（帽子及びジャンパー又はベストをいう。）
- ウ その他あおもり国スポの運営上必要が生じた識別用品

3 配付対象者

識別用品の配付対象者は、次のとおりとする。ただし、配付対象者によっては、簡素・効率化を考慮して、ADカードのみの配付とすることができるものとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員
- (4) 競技補助員
- (5) 競技会係員
- (6) 競技会補助員
- (7) 選手、監督、大会関係者
- (8) 視察員、報道員
- (9) その他青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認める者

4 識別用品の着用

配付対象者は、原則として識別用品を着用しなければならない。

5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として実行委員会が指定するものとし、あおり国スポ及びリハーサル大会に従事する役員、係員等の識別を図ることができるものとする。

6 識別用品整備委託

本市開催競技団体が、代替品目の整備を希望し、整備品目及びデザインについて、実行委員会が必要と認めた場合は、当該競技団体へ識別用品の整備を委託することができるものとする。

なお、その場合における競技団体への委託料の単価については、実行委員会が整備する服飾品の1人あたりの実費と予算単価を比較して少ない額を適用するものとする。

7 競技共催市町実行委員会との協議による整備

他市町実行委員会と共催で実施する競技に係る識別用品については、当該市町実行委員会と協議の上、整備するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品の整備に関して必要な事項は、別に定める。

第80回国民スポーツ大会八戸市遺失物・拾得物取扱要項

1 趣旨

この要項は、遺失物法（平成18年法律第73号）に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」において、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が占有する競技会場、練習会場、駐車場等で、遺失物及び拾得物の届出があった場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 取扱い及び保管

- (1) 遺失物及び拾得物の届出先は、各競技会場の受付案内所とし、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実施本部（以下「実施本部」という。）の受付案内係が取扱業務及び一時保管を行うものとする。
- (2) 実施本部受付案内係は、その日の業務終了までに落とし主が判明しない場合は、各競技会場の実施本部総務係に引き継ぐものとする。
- (3) 実施本部総務係は、引き継いだ拾得物を盗難、紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所に保管する。ただし、貴重品については、速やかに実行委員会に引き継ぐものとする。
- (4) 競技会終了後の遺失物及び拾得物の取扱いは、実行委員会において行う。

3 届出の処理

- (1) 拾得物の届出を受けた場合は、拾得物受理書（様式第1号）に必要事項等を記入の上、拾得者に対して拾得物受理書（控え）（様式第2号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第3号）に記入し、拾得物に拾得物個票（様式第4号）を貼付して一時保管する。
- (2) 遺失物の届出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第5号）の提出を受け、遺失者に対し、遺失物届出を受理した旨を伝え、届出番号を教示するとともに、遺失物一覧簿（様式第6号）に必要事項を記入の上、拾得物一覧簿（様式第3号）と照合し、該当する物件がなかった場合は、当該遺失者に対して、所轄警察署に届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- (1) 遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第7号）を作成し、署名を受ける。
- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失者に電話で確認の上、遺失物受領書（様式第7号）を作成し、署名を受ける。
- (3) 拾得者が報労金請求権を取得した場合は、実行委員会が拾得物返還通知書（様式第8号）を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

- (1) 実施本部総務係長は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得物を実行委員会に引き継ぐ。ただし、実施本部総務係長は、拾得の翌日から起算して7日以内に所轄警察署に引き継ぐ必要があるため、この時期を失しないように留意する。
- (2) 実行委員会は、実施本部総務係長から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物を、拾得の翌日から起算して7日以内に、拾得物届出書（様式第9号）を添えて所轄警察署に引き継ぐ。
- (3) 実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、所轄警察署に引き継いだ旨を申出者に、遺失の申し出があった旨を所轄警察署に伝える。

6 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における遺失物・拾得物の取扱いについては、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

拾 得 物 受 理 書

受 理 番 号		第 号											
受 理 日 時		令和 年 月 日 () 時 分											
拾 得 日 時		令和 年 月 日 () 時 分頃											
拾 得 場 所													
拾得者		住 所	〒										
		氏 名	フリガナ	電話	自宅								
					日中連絡先								
物 件	現 金	総 額		金 額 内 訳									
		円		金種	枚	金種	枚	金種	枚	金種	枚	金種	枚
				10,000 円		5,000 円		2,000 円		1,000 円		500 円	
				100 円		50 円		10 円		5 円		1 円	
	物 品	種 類	特徴等(形状・模様・材質等)								点 数		
	権利放棄の 意思		上記の物件に対する ☐ 一切の権利を放棄します。 ☐ 費用を請求する権利を放棄します。 ☐ 報労金を請求する権利を放棄します。 ☐ 所有権を取得する権利を放棄します。 ☐ 権利を放棄しません。										
			令和 年 月 日										
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 八戸市実行委員会 会長 様 拾得者氏名 _____ (自署)													
氏名等告知の同意		☐ 遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することに同意します。											
拾得者の権利		☐ 有権 ☐ 放棄 ☐ 失権											
備 考		上記の物件を預かりました。 令和 年 月 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 八戸市実行委員会 会長 拾得取扱担当者氏名 _____ (自署) ※拾得取扱担当者氏名がないものは無効											

※太枠内部分は、原則、拾得者に記入していただくこと。(自署については必ず本人記入とする。)

拾得物受理書(控え)

※ 当該拾得物が警察署に届けられた後、警察署から拾得者様宛てに拾得物の通知をする場合があります。

受 理 番 号		第 号											
受 理 日 時		令和 年 月 日 () 時 分											
拾 得 日 時		令和 年 月 日 () 時 分頃											
拾 得 場 所													
拾得者		住 所	〒										
		氏 名	フリガナ				電 話	自宅					
							日中連絡先						
物 件	現 金	総 額		金 額 内 訳									
				金種	枚	金種	枚	金種	枚	金種	枚	金種	枚
				10,000 円		5,000 円		2,000 円		1,000 円		500 円	
				100 円		50 円		10 円		5 円		1 円	
	物 品	種 類	特徴等（形状・模様・材質等）								点 数		
権利放棄の意思		上記の物件に対する ☐ 一切の権利を放棄します。 ☐ 費用を請求する権利を放棄します。 ☐ 報労金を請求する権利を放棄します。 ☐ 所有権を取得する権利を放棄します。 ☐ 権利を放棄しません。											
		令和 年 月 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 八戸市実行委員会 会長 様 拾得者氏名 _____（自署）											
氏名等告知の同意		☐ 遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することに同意します。											
拾得者の権利		☐ 有権 ☐ 放棄 ☐ 失権											
備 考		上記の物件を預かりました。 令和 年 月 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 八戸市実行委員会 会長 拾得取扱担当者氏名 _____（自署） ※拾得取扱担当者氏名がないものは無効											

注意事項

- 1 この拾得物受理書（控え）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会（以下「実行委員会」という。）及び所轄警察署から通知があった場合、確認に必要ですから紛失しないように大切に保管してください。
- 2 拾得者は、物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合、その費用を請求する権利があります。（権利放棄された方は該当しません。）
- 3 拾得者は、拾得物の評価額の5～20%の2分の1の範囲内で報労金を受け取ることができます。（権利放棄された方は該当しません。）
- 4 遺失者がわからないときは、本日から7日以内に実行委員会から所轄警察署へこの物件を提出します。なお、所轄警察署への提出後、さらに3か月を経過しても遺失者がわからないときは、拾得者が所有権を取得できます。（権利放棄された方は、該当しません。）
ただし、個人情報の記録された物件については、所有権を取得することはできません。
- 5 詳細につきましては、所轄警察署へ問い合わせてください。
拾得者がこの物件を受け取ることができる期間は、実行委員会が所轄警察署へ提出した翌日から3か月を経過した日から2か月です。この期間を過ぎると所有権がなくなりますので、ご注意ください。
- 6 所轄警察署は以下のとおりです。

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
八戸警察署	031-0072	八戸市城下一丁目16-25	0178-43-4141

拾得物一覽簿

受理 番号	受理日時 月 日 時 分	拾得日時 月 日 時 分	拾得場所	拾得物 (種類及び特徴等)			拾得取扱担当者氏名	備考
				現金	物品	形状・模様・材質等		
	月 日 時 分	月 日 時 分					拾得取扱担当者氏名	1 返還済み (日付: 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
							返還取扱担当者氏名	
	月 日 時 分	月 日 時 分					拾得取扱担当者氏名	1 返還済み (日付: 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
							返還取扱担当者氏名	
	月 日 時 分	月 日 時 分					拾得取扱担当者氏名	1 返還済み (日付: 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
							返還取扱担当者氏名	
	月 日 時 分	月 日 時 分					拾得取扱担当者氏名	1 返還済み (日付: 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
							返還取扱担当者氏名	
	月 日 時 分	月 日 時 分					拾得取扱担当者氏名	1 返還済み (日付: 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
							返還取扱担当者氏名	

(様式第4号)

拾 得 物 個 票		
受理番号	第 号	
受理日時	令和 年 月 日 時 分	
拾得日時	令和 年 月 日 時 分頃	
拾得者		
物件	現金	
	物品	
拾得取扱 担当者氏名		

遺失物届出書

届出番号		第 号			
届出日時		令和 年 月 日 () 時 分			
遺失日時		令和 年 月 日 () 時 分から 令和 年 月 日 () 時 分までの間			
遺失場所					
遺失者	住所	〒			
	氏名	フリガナ			
	電話	自宅 ()		日中連絡先 ()	
物件	現金	(総額) 円			
	物品	種類	特徴等(形状・模様・材質等)		点数
備考					

※太枠内部分は、原則、遺失者に記入していただくこと。

拾得物一覧簿(様式第3号)に該当する物件があった場合					
連絡日時	令和 年 月 日 () 時 分				
返還取扱担当者			拾得物受理番号	第 号	
連絡結果	☐ 遺失者本人に連絡	令和 年 月 日 時 分			
		令和 年 月 日 時 分			
	☐ 代理人に返還	(代理者氏名)			
	☐ 遺失者本人に返還	令和 年 月 日 (郵送の場合は着払い)			
	☐ 拾得者へ電話連絡	令和 年 月 日			
☐ 拾得者への返還通知書の送付	令和 年 月 日				

※該当する物件がなかった場合は、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るように説明すること。

遺失物一覧簿

受理 番号	受理日時			遺失日時			遺失場所	遺失物 (種類及び特徴等)			受理取扱担当者氏名	備考
	月	日	分	月	日	分		現金	物 品	形状・模様・ 材質等		
	月	日	分	月	日	分						1 返還済み (日付： 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月	日	分	月	日	分						1 返還済み (日付： 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月	日	分	月	日	分						1 返還済み (日付： 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月	日	分	月	日	分						1 返還済み (日付： 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月	日	分	月	日	分						1 返還済み (日付： 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月	日	分	月	日	分						1 返還済み (日付： 月 日) 2 実行委員会引継ぎ

競技名（種別） 受理会場

拾得物受理番号		第 号	
拾得物件	現 金	金 _____ 円	
	物 品	種 類	特徴等（形状・模様・材質等）

令和 年 月 日

住所

氏名

連絡先

〒

_____ (自署)

返還時受領者確認方法	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ マイナンバーカード ☐ その他（ ）
返還取扱担当者氏名	

p.20

令和 年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
八戸市実行委員会 会長

拾得物返還通知書

令和 年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受理番号 ）は、
令和 年 月 日に遺失者に返還しましたので通知いたします。

あなたには、遺失物法の規定により、この物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合にはその費用を、また、物件の価格の5%から20%（施設内で拾得をした物件についてはその2分の1）に相当する額の報労金を遺失者に請求する権利があります。

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

遺失者には、速やかにあなたに報労金を支払うよう説明してありますので、この通知書より先に遺失者から連絡がある場合がありますので申し添えます。

また、遺失者の氏名及び住所を知りたいときは、下記にお問い合わせください。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会 (所在地) 八戸市内丸一丁目1-1 (電話番号) 0178-43-9569
--

拾 得 物 届 出 書

〇〇〇〇警察署長 様

住 所	八戸市内丸一丁目1-1
事務所名	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会
代表者名	会長
担当者氏名 (自筆)	
電話番号	0178-43-9569

下記の物件を拾得したので届け出ます。なお、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会は一切の権利を放棄します。

競技名（種別）			受理会場		会場住所		備 考	
拾得 受理番号	物件の種類及び特徴等		拾得者の氏名・住所等	権利等	拾得日時・場所	交付日時・場所		
	現金（内訳）	物品						
	合計	円 （金種内訳）	氏名又は名称	☐ 有権 ☐ 費用請求権 ☐ 報労金 ☐ 所有権 ☐ 棄権 ☐ 失権	月 日 時 分頃 場所	月 日 時 分 場所		
			住所又は所在地					氏名等の告知の同意 ☐ 有 ☐ 無
			電話番号その他連絡先					
	合計	円 （金種内訳）	氏名又は名称	☐ 有権 ☐ 費用請求権 ☐ 報労金 ☐ 所有権 ☐ 棄権 ☐ 失権	月 日 時 分頃 場所	月 日 時 分 場所		
			住所又は所在地					氏名等の告知の同意 ☐ 有 ☐ 無
			電話番号その他連絡先					

第80回国民スポーツ大会八戸市保険加入要項

1 趣旨

この要項は、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「あおもり国スポ」という。）において、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が加入する保険について、必要な事項を定める。

2 契約

実行委員会は、保険の内容に応じて、損害保険会社等と保険契約を締結する。

3 保険内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任事故

あおもり国スポ期間中（会場設営・撤去、公式練習日を含む。）に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者からの損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、案内所等及び会場内外に設置する看板や仮設物等、実行委員会が所有し、又は管理運営するもの並びにあおもり国スポ運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1人	1事故	保険期間中
対人	1億円	1億円	3億円
対物	—	1億円	3億円

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護施設等で医師又は看護師等の医療行為及び看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1人	1事故	保険期間中
対人	1億円	1億円	3億円

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、法律上の賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1人	1事故	保険期間中
対人	3,000万円	3億円	3億円

エ 受託物賠償事故

実行委員会が借り受けた第三者の財物を損壊させたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）	
	1 事故	保険期間中
対物	時価	時価総額

オ 競技会補助員賠償責任事故

競技会補助員の活動中の偶然の事故に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）	
	1 人	1 事故
対人・対物共通	5 億円	5 億円

(2) 傷害事故

下表に掲げる被保険者（一般観覧者を除く。）が、あおり国スポの開催準備業務若しくは開催業務に従事しているとき、又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中において発生した偶然の事故により、生命、身体に生じた事故をいう。

また、一般観覧者においては、実行委員会が管理運営する競技会場エリアにおいて発生した偶然の事故により、生命、身体に生じた事故をいう。

被保険者	保険金額（支払限度額）		
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額
大会役員	2,500 万円	5,000 円	3,000 円
競技会役員			
競技役員			
競技補助員			
一般観覧者	1,040 万円	6,500 円	4,000 円
競技会補助員			
医師			
看護師等			
	3,000 万円	10,000 円	5,000 円

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象外とする。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害事故

- ア 被保険者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 被保険者の疾病、心神喪失による事故
- エ 被保険者の自殺、犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

5 事故報告

- (1) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実施本部は、あおもり国スポ期間中に事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前号の報告を受理した場合は、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続きを行う。

6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、本契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の定めるところによる。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における保険加入の取扱いについては、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) この要項に定めるもののほか、保険加入について必要な事項は、別に定める。

(様式第 1 号)

事 故 報 告 書

令和 年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
八戸市実行委員会 会長 様

報告者 _____

事故発生日時	令和 年 月 日 () 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

【物損事故の場合】

被害物	被害物名	
	被害状況	
	被害物の写真	【有・無】 撮影者氏名：
所有者	住所	
	氏名	
	電話番号	() —

【傷害事故の場合】

負傷者	参加区分 (該当を○で囲む)	選手・監督・役員・競技補助員 競技会補助員・医師・看護師・一般観覧者 その他 ()
	住所	
	氏名	年齢 歳
	電話番号	() —
医療機関	名称	
	電話番号	() —
	担当医師	
傷病内容	傷病名	
	症状・程度など	

第 80 回国民スポーツ大会八戸市歓迎装飾・おもてなし実施要項

1 趣旨

この要項は、「第 80 回国民スポーツ大会八戸市歓迎・おもてなし基本計画」に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）を歓迎し、高揚感を感じられる装飾、大会参加者等に「また訪れたい」と思っただけのおもてなしの提供について、必要な事項を定める。

2 実施内容

(1) 歓迎装飾

ア 装飾場所

競技会場、主要駅その他必要と認められる場所に設置する。

イ 装飾内容

のぼり旗、看板、横断幕等を設置する。設置の際は景観等に配慮し、効果的な装飾になるよう努める。

ウ 装飾期間

施設管理者等と協議の上、装飾ごとに適切な期間を定める。

エ 装飾の撤去

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会が必要と認めるものを除き、大会終了後、速やかに行う。

(2) おもてなし

ア 競技会場において、大会参加者等に本市の魅力を発信するコーナーを設置する。

イ 接遇意識を高めるため、競技会係員やボランティア等に対し、必要な研修を行う。

3 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における歓迎装飾・おもてなしについては、必要に応じてこの要項を準用する。

(2) この要項に定めるもののほか、歓迎装飾・おもてなしの実施について必要な事項は、別に定める。

第 80 回国民スポーツ大会八戸市案内所・休憩所設置要項

1 趣旨

この要項は、「第 80 回国民スポーツ大会八戸市歓迎・おもてなし基本計画」に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技会、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う案内所及び憩いの場・交流の場を提供するための休憩所の設置並びに運営について、必要な事項を定める。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び会場内案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は、関係機関等と協議の上、主要駅等に設置する。また、会場内案内所及び休憩所は、各競技会場に設置する。

4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議の上、定める。また、会場内案内所及び休憩所の設置期間は、原則として各競技会の開始日から終了日までとする。

5 開設時間

総合案内所の開設時間は、関係機関等と協議の上、定める。また、会場内案内所及び休憩所の開設時間は、原則として開会行事又は競技開始 1 時間前から競技終了又は閉会行事終了後 30 分までとする。

6 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 競技の案内に関すること。
- イ 交通、宿泊及び観光・物産等の案内に関すること。
- ウ 案内資料等の配布に関すること。
- エ その他各種案内に関すること。

(2) 会場内案内所

- ア 大会参加者等の受付案内及び資料等の配布に関すること。
- イ 競技の案内に関すること。
- ウ 交通、宿泊及び観光・物産等の案内に関すること。
- エ 迷子、遺失物及び拾得物の受付に関すること。
- オ その他各種案内に関すること。

(3) 休憩所

- ア 必要に応じて行う大会参加者等への飲食物の提供に関すること。
- イ その他、休憩所運営に関すること。

7 その他

- (1) 競技別リハーサル大会における案内所及び休憩所の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、案内所及び休憩所の設置運営に関して必要な事項は別に定める。

第 80 回国民スポーツ大会八戸市売店設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「第 80 回国民スポーツ大会八戸市歓迎・おもてなし基本計画」に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「あおもり国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の便宜を図るため、売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

各競技会場等に設置する。

3 設置期間

各競技会の開催期間中とする。ただし、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、必要に応じて設置期間を変更することができる。

4 開設時間

競技開始 1 時間前から競技終了後 30 分までとする。ただし、実行委員会は必要に応じて、開設時間を変更することができる。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は、実行委員会が決定し、出店規模は、1 店舗あたり 20 m²以内とする。ただし、実行委員会は、出店状況等を勘案し必要に応じて出店数、出店位置及び出店規模を変更することができる。

6 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) スポーツ用品

(2) 大会記念グッズ

国民スポーツ大会標章又は青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が定める愛称、大会メッセージ等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は県実行委員会の使用承認を得ているものであること。

(3) 郷土物産品

(4) 飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関連法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造、加工をされたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。

イ 現場調理品

あらかじめ営業許可施設等で仕込みをされたものを使用し、提供直前に加熱等、簡単な調理（かける、はさむ、注ぎ分ける等）をされたものであること。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が必要と認めるもの

7 出店者条件

出店者の条件は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる要件のいずれかを満たす者

ア 申請時に、1 年以上市内に店舗を有して、営業を継続している者

イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

ウ 第 74 回国民体育大会以降の国民体育大会及び国民スポーツ大会、競技別リハーサル大会で出店実績のある者

エ その他実行委員会が認めた者

(2) 次に掲げる要件の全てを満たす者

- ア 各競技会の開催期間中、この要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。
- イ 法令等により許可又は届出を必要とする営業については、当該許可又は届出を提出していること。
- ウ 申請日時点において過去1年間に当該出店業務に関する法令等に違反して、営業停止等の重大な処分を受けていないこと。
- エ 飲食物販売の出店者については、申請日時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
- オ 調理従事者については、出店前1月以内に検便検査を実施できること。なお、当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌とする。
- カ 申請時点において、市税（八戸市が賦課徴収するものに限る。）、法人税（個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- キ 八戸市暴力団排除条例（平成23年八戸市条例第48号）第2条第2号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。また、販売員として暴力団員等を雇用していないこと。

8 運営設備等

次に掲げるものについては、実行委員会が準備し、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備する。

なお、実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者は必要に応じて所轄消防署に届け出るとともに、出店区画内に必ず消火器を設置しなければならない。

- (1) テント（2間×3間）1張（横幕を含む。）
- (2) 長机6台以内
- (3) 椅子4脚以内

9 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 売店出店申請書（様式第1号）
- (2) 売店出店概要書（様式第2号）
- (3) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書（様式第3号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (5) 出店者及び従業員の本人確認書類（運転免許証等、公的機関が発行した顔写真があるものの写し）
- (6) 八戸市税の完納証明書（写し可）
- (7) 法人税（個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（写し可）

10 経費負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、実行委員会が定める出店料を負担する。出店者は、実行委員会が指定する期日までに指定する口座に出店料を振り込むこととし、振込手数料は出店者が負担する。
- (3) (2)の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者については、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認した者に対し、出店料免除決定通知書（様式第8号）を発行する。
 - ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
 - イ 国又は地方公共団体
 - ウ ア及びイに掲げる者のほか、実行委員会が特に認める者
- (4) 既納の出店料は還付しない。ただし、特別な事由があると実行委員会が認めたときは、出店料の全部又は一部を還付することができる。

11 出店者の選定

実行委員会は、第9に規定する申請があったときは、この要項に基づき、適当であると認めた者を出店者として選定する。この場合において、申請者が次のいずれかに該当するときは、当該申請をした者を優先して選定し、これによることができない場合は抽選により選定する。

- (1) 売店の販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障害者就労施設等
- (3) (1)及び(2)に掲げる者のほか、実行委員会が適当と認める者

12 売店許可決定通知書及び出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を交付する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

13 保健所への手続き

飲食店営業許可を必要とする出店者は、売店許可決定通知書を受領後、速やかに保健所に許可申請を行い、営業許可証の写しを実行委員会へ提出しなければならない。

14 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、実施本部の職員とし、この要項に基づき、現場を巡回して売店の設置運営等に関する事項について監督する。

15 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させなければならない。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

16 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外での立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理、加工等をすること。
- (5) アルコール飲料の販売及び試飲を含む無償提供をすること。ただし、試飲を含む無償提供をせず、実行委員会が郷土物産品と認めたアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (6) 危険物の販売及び無償提供をすること。
- (7) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (9) 実行委員会の許可を得ていない火気又は燃料等危険物を使用すること。
- (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

17 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が交付する駐車許可証を指定の位置に掲げ、販売品等の搬入搬出及び陳列は実行委員会が指示する時間内に完了させること。なお、原則として搬入車両は1店舗につき1台とする。
- (3) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とし、販売店の宣伝広告を目的としたものは掲示しないこと。
- (4) 販売品には、関係法令の定めるところにより適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (5) 売店及びその周辺の清掃は出店者の責任において行い、発生したごみは毎日各自で搬出し、

環境美化に努めること。

- (6) 飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
また、出店区画前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収すること。さらに、調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行い、常に清潔にしておくこと。
- (7) 従事者は、実行委員会が交付するADカードを着用し、丁寧な接客を心掛けること。
- (8) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに実行委員会に報告すること。変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を提出すること。
- (9) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (10) 関係法令を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。
- (11) 実行委員会が開催する出店者事前説明会に必ず出席すること。

18 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難その他不可抗力による損害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

19 事故発生時の対応

売店において事件又は事故が発生したときは、売店責任者は初期対応にあたりとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。

また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

20 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償及び出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請又は不当な手段により出店許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、実行委員会が不相当と認めたとき。

21 損害賠償

出店者又はその従事者が、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、出店者はその損害賠償の責任を負うものとする。

22 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を実行委員会に請求することはできない。

23 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出して原状回復し、売店監督員の確認を受けなければならない。出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会が当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

24 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における売店の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は、別に定める。

(あて先)
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
八戸市実行委員会 会長

様

申請者住所

商号又は名称

代表者役職名・氏名

電話番号

売店出店申請書

第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」において、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会が運営する競技会場内に売店を出店したいので、第80回国民スポーツ大会八戸市売店設置運営要項第9の規定に基づき申請します。

記

- 1 出店希望競技 _____
- 2 出店希望会場 _____
- 3 出店希望形態 テント・ケータリングカー・その他 ()

4 提出書類

- (1) 売店出店申請書(様式第1号)
- (2) 売店出店概要書(様式第2号)
- (3) 売店従事者・搬入車両予約表及び持込み備品調書(様式第3号)
- (4) 誓約書兼承諾書(様式第4号)
- (5) 出店者及び従業員の本人確認書類
(運転免許証等、公的機関が発行した顔写真があるものの写し)
- (6) 八戸市税の完納証明書(写し可)
- (7) 法人税(個人の場合は所得税)、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書(写し可)

※ 複数会場で出店を希望する場合は、(1)~(5)を会場ごとに提出してください。

様式第2号

売店出店概要書

※会場ごとに記入してください。

ふりがな				
商号又は名称				
ふりがな				
代表者役職及び氏名				
代表者生年月日	年 月 日			
所在地	〒			
連絡先	【電話】	【FAX】		
出店担当者	【氏名】	【電話】		
業種				
主要取扱品目 (該当品目を○で囲む。)	スポーツ用品 ・ 国体関連グッズ ・ 郷土物産品 飲食物 ・ 宅配便 ・ その他			
国体等出店実績	有 () ・ 無			
営業開始年月日	年 月 日	従業員数	人	
営業に関して取得した 許可等の種類	種類	番号	取得年月日	
過去1年間法令違反等 処分歴の有無	有 ・ 無	過去3年間食中毒 発生事故歴の有無	有 ・ 無	
販売品目価格等一覧				
NO	商品名	予定数量	販売価格	備考(承認番号等)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※足りない場合は、別紙に追加してください。

様式第3号

売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書

※会場ごとに記入してください。

商号又は名称			
出店希望会場		出店希望競技	

1 従事者名簿

※氏名にはふりがなを記載してください。不足する場合は別紙で提出してください。

従事日	売店責任者氏名	従事者氏名	従事者氏名	従事者氏名
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				

2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	

※車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」などを記入してください。

※搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※駐車車両は原則1台。ただし、会場によっては駐車場を準備できない場合があります。

※ケータリングカーによる販売の場合は、備考欄に車両サイズを記入してください。

3 持込み備品一覧表（実行委員会が設営する備品以外）

備品名	規格等	持込目的

※電源・火気使用に伴う備品は記入してください。（発電機、プロパンガス等）

令和 年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

八戸市実行委員会 会長

様

申請者住所

商号または名称

代表者役職名及び氏名

誓約書兼承諾書

第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」において、競技会場等への売店出店申請にあたり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会が本承諾書をもって関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 この申請及び許可後の申請にあたり、第80回国民スポーツ大会八戸市売店設置運営要項を遵守します。
- 2 八戸市暴力団排除条例（平成23年八戸市条例第48号）第2条第2号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者ではありません。
また、販売員として暴力団員等を雇用していません。
- 3 出店品目の販売において、出店業務に関する法令等に違反して、申請日時点において過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、申請日時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていません。

（連絡担当者）

担当者所属

担当者氏名

電話番号

FAX

E-Mail

国ス八第 号
令和 年 月 日

商号又は名称

代表者役職及び氏名 様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
八戸市実行委員会 会長 印

売店許可決定通知書

本実行委員会が設置運営する競技会場等内の売店出店について、下記の内容で決定となりました。
つきましては、下記指定口座へ 年 月 日 () までに出店料の納入をお願いします。

また、第80回国民スポーツ大会八戸市売店設置運営要項第13の規定に基づき、飲食店営業許可を必要とする出店者については、 年 月 日 () までに飲食店営業許可証の写しを提出してください。

記

- 1 出店会場 (競技名:)
- 2 出店形態 テント(1張)・ケータリングカー・その他 ()
- 3 出店料 円
- 4 指定振込口座 ○○銀行 ○○支店 (普) 口座番号 口座名義人

様式第 6 号

国ス八第 号
令和 年 月 日

商号又は名称

代表者役職及び氏名 様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
八戸市実行委員会 会長 印

売 店 出 店 許 可 証

令和 年 月 日付けで申請があった第 8 0 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」における本実行委員会が設置運営する競技会場等内の売店出店について、下記のとおり許可します。

記

許可番号	
商号又は名称	
代表者役職及び氏名	
出店許可会場	(競技名：)
出店許可期間	令和 年 月 日 () ～令和 年 月 日 ()
出店許可品目	
駐車許可台数	台
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、第 8 0 回国民スポーツ大会八戸市売店設置運営要項を遵守すること。

令和 年 月 日

(あて先)

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

八戸市実行委員会 会長

様

申請者住所

商号又は名称

代表者役職名及び氏名

売店出店料免除申請書

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会が設置運営する競技会場等内の売店出店料について、第 80 回国民スポーツ大会八戸市売店設置運営要項第 10(3)の規定に基づき免除申請します。

記

1 出店会場 (競技名：)

2 免除申請の理由（該当項目の左欄に○印を記入してください。）

	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に規定する障害者就労施設等
	国又は地方公共団体
	実行委員会が特に認める者

(連絡担当者)

担当者所属

担当者氏名

電話番号

FAX

E-Mail

国ス八第 号
令和 年 月 日

商号又は名称

代表者役職及び氏名 様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
八戸市実行委員会 会長 印

出 店 料 免 除 決 定 通 知 書

令和 年 月 日付けで申請があった第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」における本実行委員会が設置運営する競技会場等内の売店出店に係る出店料の免除について、下記のとおり許可します。

記

1 出店会場 (競技名:)

2 免除理由（左欄に○印の記入がある項目に該当します。）

	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に規定する障害者就労施設等
	国又は地方公共団体
	実行委員会が特に認める者

第80回国民スポーツ大会八戸市情報通信基本計画

1 目的

第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「あおもり国スポ」という。）において、本市で実施する情報通信業務については、「第80回国民スポーツ大会八戸市競技運営基本計画」に基づき、青森県及び競技団体との緊密な連携のもと、関係機関等の協力を得て、情報通信体制の整備を図り、あおもり国スポの運営に万全を期すものである。

2 内容

(1) 情報通信設備の整備

あおもり国スポを円滑かつ効率的に運営し、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の便宜を図るため、関係機関等の協力を得て、各種情報通信設備を整備する。

(2) 情報通信体制の整備

ア 競技会運営における情報通信体制

競技会運営を円滑かつ効率的に実施するため、関係機関等の協力を得て、情報通信体制を整備する。

イ 記録業務における情報通信体制

競技記録を迅速かつ正確に送受信するとともに、記録業務を円滑かつ効率的に実施するための情報通信体制を整備する。

ウ 大会参加者等への情報通信体制

大会参加者等へ競技記録等を迅速に提供するための情報通信体制を整備する。

3 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における情報通信体制についても、必要に応じてこの計画を準用する。

(2) この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(3) 第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」における情報通信体制については、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。

第80回国民スポーツ大会八戸市式典基本計画

1 目的

第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「あおもり国スポ」という。）において本市で開催する式典については、「第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会八戸市開催推進総合計画」に基づき、簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、本市の特色を生かした式典とする。

2 内容

(1) 開始式

開始式を実施する場合は、選手の負担にならないよう配慮するとともに、競技運営に支障のないよう簡素化に努めることとする。

(2) 表彰式

表彰式は、競技団体及び関係機関等と協議、協力して実施するものとし、入賞者が、一般観覧者を含め競技会に参加した多くの人々と喜びを分かち合えるような、競技会終了にふさわしいものとする。

(3) 式典音楽

式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど、できるだけ簡素なものとする。

3 その他

(1) この計画に定めるもののほか、あおもり国スポに関するその他の式典については、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が主体となって実施する。

(2) 第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」における式典については、県実行委員会が主体となって実施する。

第80回国民スポーツ大会八戸市宿泊基本計画

1 目的

第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）を心のこもったおもてなしでお迎えし、それぞれの分野で十分な活躍ができるよう、「第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会八戸市開催推進総合計画」に基づき、宿泊施設等との緊密な連携により、安全で快適な宿舎の確保を図り、受入体制に万全を期する。

2 内容

(1) 宿舎

- ア 大会参加者の宿舎は、原則として市内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- イ 市内の旅館等だけで大会参加者を収容することが困難な場合は、県、関係機関等と協議の上、公共施設や近隣市町村の旅館等を利用する。
- ウ 風紀上、衛生上及び安全対策上支障があると認められる宿舎は利用しない。

(2) 配宿

- ア 選手・監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。
- イ 選手・監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮する。
- ウ 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として選手・監督とは別にする。
- エ 大会参加者を近隣市町村の宿舎に配宿する場合は、県と協議して行う。

(3) 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

(4) 食事

大会参加者に提供する食事は、衛生面や栄養バランスを考慮するとともに、地元の多彩で新鮮な食材を取り入れた郷土色豊かなものとする。

第80回国民スポーツ大会八戸市弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、本市で開催する第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「あおもり国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者」という。）に斡旋し、又は支給する弁当の調達について、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関等の協力を得て、大会参加者の弁当調達に係る業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当調達においては、あらかじめ必要数を把握し、適切な計画を作成する。

4 弁当の種類

弁当の種類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 斡旋弁当

選手・監督、視察員及び報道員等に斡旋する弁当をいう。

(2) 支給弁当

競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

5 調達期間

調達期間は、斡旋弁当にあってはあおもり国スポの開催期間（公式練習日を含む。）、支給弁当にあってはあおもり国スポの準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当の料金

弁当の料金は、第80回国民スポーツ大会（青森県）宿泊要項に準じるものとする。

7 弁当調製施設の指定

(1) 弁当調製施設の指定は、八戸市弁当調達委員会（以下「弁当調達委員会」という。）において選定し、実行委員会が行う。

(2) 実行委員会は前号の規定により弁当調製施設を指定するときは弁当調製施設指定書（様式第1号）を交付する。

8 指定取り消し

指定取り消しは、前条の規定により受けた弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

(1) 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止若しくは期間を定めての停止処分を受けたとき。

(2) 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。

- (3) 弁当調製施設の業務を無断で第三者に委託したとき。
- (4) その他実行委員会が不相当と認めたとき。

9 弁当引換所の設置及び運営

弁当引換所の設置及び運営は、実行委員会が衛生上の安全確保に配慮し適正に行う。

10 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における弁当調達についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、弁当の調達について必要な事項は、別に定めるものとし、必要に応じて弁当調達委員会において調査研究を行う。

(様式第 1 号)

弁当調製施設指定書

令和 年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
八戸市実行委員会会長

第 8 0 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」及び競技別リハーサル大会における
弁当調製施設として下記のとおり指定します。

記

施 設 名	
所 在 地	
代表者名	
適用期間	

第80回国民スポーツ大会八戸市弁当調達委員会設置要項

1 趣旨

この要項は、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」及び競技別リハーサル大会における弁当に関する委員会の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 名称

名称は、青の煌めきあおもり国スポ八戸市弁当調達委員会（以下「弁当調達委員会」という。）とする。

3 所掌事項

所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 弁当調製施設の選定に関すること。
- (2) 弁当メニューに関すること。
- (3) その他弁当に関すること。

4 委員長等

弁当調達委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

5 その他

この要項に定めるもののほか、弁当調達委員会の運営について必要な事項は、その都度必要に応じて協議する。

別表

役 職 名	所属機関・団体名
委 員 長	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会 事務局長
委 員	八戸商工会議所会頭が推薦する者
委 員	一般財団法人 VISIT はちのへ理事長が推薦する者
委 員	八戸食品衛生協会会長が推薦する者
委 員	公益社団法人青森県栄養士会会長が推薦する者
委 員	千葉学園高等学校校長が推薦する者

第80回国民スポーツ大会八戸市医療救護要項

1 趣旨

この要項は、「第80回国民スポーツ大会八戸市医事・衛生基本計画」に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「あおもり国スポ」という。）における医療救護について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師、救急隊員等を配置する。

(3) その他

救護所には、必要に応じて医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要物品等を配備する。

4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

(1) 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

(2) 練習会場における医療救護

練習会場に、必要に応じて医薬品等を配備するとともに、係員を配置する。

(3) 宿舎における医療救護

宿舎において、あおもり国スポ参加者等に傷病者が発生した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介又は救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに本市実施本部に連絡する。また、実行委員会は、宿舎提供者に対し、傷病者が発生した場合に迅速に対応できるよう、パンフレットや各種通知により、医療救護体制について周知を図る。

(4) あおもり国スポ関連イベント等における医療救護

本市主催のあおもり国スポ関連イベント等の開催に関して、必要に応じて医療救護を実施する。

(5) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途、関係機関等と協議して定める。

5 医療費

救護所での応急処置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

6 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における医療救護についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(2) この要項に定めるもののほか、医療救護について必要な事項は、別に定める。

第80回国民スポーツ大会八戸市感染症（防疫）対策要項

1 趣旨

この要項は、「第80回国民スポーツ大会八戸市医事・衛生基本計画」に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「あおもり国スポ」という。）における感染症（防疫）対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会は、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て感染症（防疫）対策を実施する。

3 感染症（防疫）対策

(1) 衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、市民及びあおもり国スポ参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取り組みを奨励する。

(2) 感染症に関する情報の収集及び提供

あおもり国スポ参加者等に感染症が発生した場合に、関係機関等が迅速に対応できるよう必要な連絡体制を整備する。

また、本市での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用しあおもり国スポ参加者等への情報提供及び注意喚起を行う。

(3) 感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）に対する措置

あおもり国スポ参加者等に感染症患者が発生した場合は、感染症患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努める。

また、感染の拡大防止に向けて保健所等の関係機関等の指導・助言を遵守するとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

4 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における防疫対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(2) この要項に定めるもののほか、防疫対策について必要な事項は、別に定める。

第80回国民スポーツ大会八戸市食品衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「第80回国民スポーツ大会八戸市医事・衛生基本計画」に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「あおもり国スポ」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者、市民、あおもり国スポ参加者等に食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上に努める。

(2) 食品衛生管理の強化

保健所及び関係機関等の協力を得て、弁当調製施設、宿泊施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売店に対して食品衛生管理の強化を図り、施設の衛生確保及び食品の衛生的取扱いの向上に努める。

(3) 健康管理等

食品関係事業者に対し、食中毒の発生防止を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた保菌検査（検便）を励行するよう指導する。

ア 対象者

- (ア)あおもり国スポ参加者等が宿泊する施設の食品関係従事者
- (イ)あおもり国スポ参加者等に昼食（弁当を含む。）を提供する食品関係従事者
- (ウ)競技会場において食品を提供する売店の従事者
- (エ)その他実行委員会が必要と認めた者

イ 病原体保有者に対する対策

健康管理又は健康診断の結果、病原体保有者と判断された者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

(4) 食中毒発生時の対応

あおもり国スポ参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関等が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策について必要な事項は、別に定める。

第80回国民スポーツ大会八戸市環境衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「第80回国民スポーツ大会八戸市医事・衛生基本計画」に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「あおもり国スポ」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会は、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 環境衛生に対する意識の向上

市民、あおもり国スポ参加者等に環境衛生に関する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

(2) 会場の環境美化

競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

(3) 生活環境の美化

会場、宿舎等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、空き缶、ペットボトル、たばこの吸い殻等の不法投棄の防止に向けた啓発に努める。

(4) 廃棄物の処理

会場等における廃棄物の発生抑制、分別収集を徹底し、可能な限りリユース及びリサイクルに努める。また、リサイクルができない廃棄物については適切な処理を行う。

(5) 宿舎の衛生対策

宿舎の管理者と連携し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生管理が適切に実施できるよう強化を図る。

(6) 飲料水の衛生対策

水道事業者その他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、あおもり国スポ参加者等が利用する施設等の維持管理の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

(7) 衛生害虫等の対策

ねずみ、衛生害虫等の発生防止対策の啓発に努めるとともに、必要に応じて予防及び駆除による衛生的な環境の確保を図る。

(8) 動物の適正管理

会場、宿舎等の周辺における動物の危害の防止を図る。また、飼い犬、猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努める。

(9) 受動喫煙防止対策

受動喫煙防止に関する意識の向上を図り、会場の敷地内禁煙化に努める。ただし、会場敷地内及び会場周辺における受動喫煙防止、防火対策及び環境美化のために必要と認められるときは、健康増進法第 28 条第 13 号に定める「特定屋外喫煙場所」の要件を満たした場合に限り、会場敷地内の屋外の一部に、例外的に喫煙所を設置することができる。

4 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策について必要な事項は、別に定める。

第80回国民スポーツ大会八戸市輸送・交通業務実施要項

1 趣旨

この要項は、「第80回国民スポーツ大会八戸市輸送・交通基本計画」に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における輸送・交通業務の実施について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て、輸送・交通業務を実施する。

3 輸送・交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

輸送の対象者は本市で開催する競技会に参加する次の者とする。

- ア 選手・監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 報道員、視察員
- オ 一般観覧者
- カ 上記の他、実行委員会が必要と認めた者

(2) 輸送・交通業務の実施期間

輸送・交通業務の実施期間は、原則として公式練習日を含む各競技会の会期中とする。
ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

(3) 輸送・交通業務の範囲

- ア 輸送・交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、指定下車駅、宿舎その他大会関連諸行事の会場（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。
- イ 輸送については、原則として既存の公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技会の運営に著しく支障が生じる場合は、計画輸送を行う。
- ウ 計画輸送は、原則として当該輸送・交通業務の範囲が近距離（概ね2キロメートル未満をいう。）の場合は行わない。ただし、地域の交通事情等を勘案し、必要と認められる場合は、この限りではない。

4 輸送・交通業務の内容

(1) 輸送業務の内容

ア 輸送計画の策定

輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

イ 指定集合地の設定

輸送の効率化を図るため、必要に応じて、関係機関等と協議の上、指定集合地を設定する。

ウ 輸送経路の設定

参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関等と協議の上、輸送経路を設定する。

エ 輸送案内

必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。

オ 広域配宿における輸送

広域配宿によって本市以外に所在する旅館等を宿舎として利用する選手・監督及び役員等の輸送を実施する。

カ 同一競技が本市と本市以外の会場地で行われる場合の輸送

同一競技が本市と本市以外の会場地で行われる場合、関係会場地実行委員会と協議の上、必要に応じて輸送を実施する。

キ 一般観覧者の輸送

一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため、必要な措置を講じる。

ク バス・タクシー乗降所の設置及び係員の配置

輸送対象者の利便と安全を図るため、競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に乗降所を設置し、必要に応じて、係員を配置する。

ケ 全国輸送との連携

(ア) 指定下車駅等の設定

県実行委員会と協議の上、選手・監督、役員等の下車駅等を、宿泊地の最寄りの駅等から1箇所以上設定する。

(イ) 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿舎の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて輸送を実施する。

(2) 輸送力の確保

ア 臨時バスの運行等

必要と認められる場合には、関係機関等に対して、臨時バスの運行、バス路線の変更及び停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

イ 車両の確保

計画輸送に使用する車両については、借上バス・タクシー等により行い、必要台数を確保する。

ウ 予備車の確保

輸送・交通業務の実施期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

(3) 交通業務の内容

ア 交通規制

各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

イ 案内・誘導

輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地に誘導するため、必要に応じて主要道路、競技会場等及びその周辺、駐車場等に案内・誘導看板等を設置する。

ウ 交通整理

輸送対象者の通行の安全及び競技会場等周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理や誘導を実施する。

エ 路上駐車防止

交通渋滞や交通事故発生要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等の巡回を行う。

オ 指定駐車場の確保及び開設

輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、指定駐車場の確保に努める。なお、指定駐車場と競技会場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

カ 指定駐車場の管理及び運営

指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

キ 駐車許可証の交付

利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場の利用者に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを確認することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

ク 交通環境整備

輸送・交通業務の実施期間中における環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、輸送対象者に対して公共交通機関の利用促進及び自家用車での来場自粛を働きかける。また、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車の防止及び自家用車利用の自粛等の啓発を行う。

ケ 道路機能の保全

大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など必要な保全対策及び輸送・交通業務の実施期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の計画的な実施について、道路管理者等へ協力を求める。

5 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における輸送・交通業務の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、輸送・交通業務の実施に関して必要な事項は、別に定める。

第80回国民スポーツ大会八戸市警備・消防防災業務実施要項

1 趣旨

この要項は、「第80回国民スポーツ大会八戸市警備・消防防災基本計画」に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における警備業務及び消防防災業務の実施について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施期間

警備業務及び消防防災業務の実施期間は、大会開催前及び大会会期中とする。

3 実施場所

警備業務及び消防防災業務の実施場所は、競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等（以下「競技会場等」という。）とする。

4 実施体制

(1) 大会開催前

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会は、警察・消防その他関係機関等（以下「関係機関等」という。）との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

(2) 大会会期中

実施本部内に警備消防班を設置し、必要に応じて競技会場等の警備を行う。

5 警備業務

(1) 基本事項

競技会場等の雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

(2) 実施内容

ア 大会開催前

- (ア) 競技会場等における自主警備体制の確立に関する事。
- (イ) 実地踏査の実施に関する事。
- (ウ) 通信体制の確立に関する事。
- (エ) 施設及び構造物の安全対策の推進に関する事。
- (オ) 警備員の人員確保、事前教育及び訓練に関する事。
- (カ) 関係機関等との連絡協力体制の確立に関する事。
- (キ) その他必要な警備業務に関する事。

イ 大会会期中

- (ア) 競技会場等における雑踏事故及びその他の事件・事故の防止に関する事。
- (イ) 通信手段の確保及び運用に関する事。
- (ウ) 競技会場等における交通誘導警備に関する事。
- (エ) 選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の競技会場等での誘導及び混雑防止の措置に関する事。
- (オ) 競技会場等における避難通路の確保に関する事。

- (カ) 入退場者管理に関すること。
- (キ) 迷子及び遺失物への対応に関すること。
- (ク) 不審者及び不審物の発見と適切な対応に関すること。
- (ケ) 競技会場等への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関すること。
- (コ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関すること。
- (サ) その他必要な警備業務に関すること。

6 消防防災業務

(1) 基本事項

- ア 消防法等関係法令を遵守し、特に競技会場等の消防防災に取り組む。
- イ 八戸市地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

(2) 実施内容

ア 大会開催前

- (ア) 競技会場等における消防防災体制の確立に関すること。
- (イ) 競技会場等における消防防災設備、水利等の点検整備に関すること。
- (ウ) 消防防災に必要な教育訓練の実施に関すること。
- (エ) 防火防災意識の向上と啓発活動の推進に関すること。
- (オ) 競技会場等での避難訓練に関すること。
- (カ) 競技会場等の実地踏査に関すること。
- (キ) 関係機関等との通信連絡体制の確立に関すること。
- (ク) その他必要な消防防災業務に関すること。

イ 大会会期中

- (ア) 競技会場等における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関すること。
- (イ) 競技会場等における救急救助に関すること。
- (ウ) 競技会場等における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関すること。
- (エ) その他必要な消防防災業務に関すること。

(3) 広域配宿に係る対策

広域配宿に係る対策については、宿泊市町及び関係機関等と調整し実施する。

7 大規模災害及び突発重大事案に係る対策

大規模災害及び突発重大事案に係る対策については、関係機関等と連携を図りながら対応する。

8 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における警備業務及び消防防災業務の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、警備業務及び消防防災業務の実施に関して必要な事項は、別に定める。

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会八戸市開催推進総合計画

第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）の成功に向け、市民総参加により、本市を訪れる全ての人々をおもてなしの心で温かく迎え、「ひと・産業・文化が輝く北の創造都市 八戸市」のあらゆる魅力を全国に発信するとともに、スポーツによる感動や交流の輪を広げる大会を目指し、八戸市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものである。

1 基本方針

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「県等」という。）と緊密に連携し、両大会を一過性のスポーツイベントとすることなく、この大会の開催を契機に、多様な世代のだれもが様々な形でスポーツに関わり、スポーツの振興はもとより、健康づくりや生きがいづくり、さらには交流人口の拡大等による地域経済の活性化につながる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(2) 財務

県等との相互協力のもと、創意工夫により簡素・効率化を図り、適切な財務の運営を図る。

(3) 広報

両大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、自然や歴史・文化、食など本市のあらゆる魅力を全国に発信する。

(4) 市民運動

市民一人ひとりが両大会開催の意義を理解し、積極的に参加する機運の醸成を図るとともに、市民総参加のもと、一丸となって大会を盛り上げていくことにより、市民協働のまちづくりの推進につなげる。

(5) 歓迎・おもてなし

選手や監督をはじめ、本市を訪れる全ての方々を温かくお迎えするとともに、本市のあらゆる魅力を広く紹介し、温かく心に残るおもてなしを提供する。

(6) 競技

県等と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなど、効率的に準備を行う。

(7) 式典

表彰式等は、選手等の負担にならないよう、簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、創意工夫をこらし、本市の特色を生かした式典とする。

(8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用にあつては、努めることを前提としながら、両大会終了後の持続的な活用が可能で、利用者にも配慮した整備に努める。

(9) 宿泊

選手や監督をはじめ、本市を訪れる人々を温かくお迎えし、宿泊施設その他関係機関との連携により、本大会参加者がベストコンディションで活躍できるよう、安全で快適な宿舎の確保を図るなど、受け入れ態勢に万全を期する。

(10) 医事・衛生

選手や監督をはじめ、両大会に関わる人々の健康を維持し、大会を快適な環境のもとで開催するため、関係機関・団体等と緊密に連携し、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫対策及び医療救護体制の確立を図る。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案しながら、交通事業者及びその他関係機関との連携により、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関等の利用を促進するなど、交通混雑の緩和や環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 警備・消防

競技会場及びその他の大会関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時における緊急対応に万全を期すため、県等と緊密に連携し、警備・消防防災体制の確立を図る。

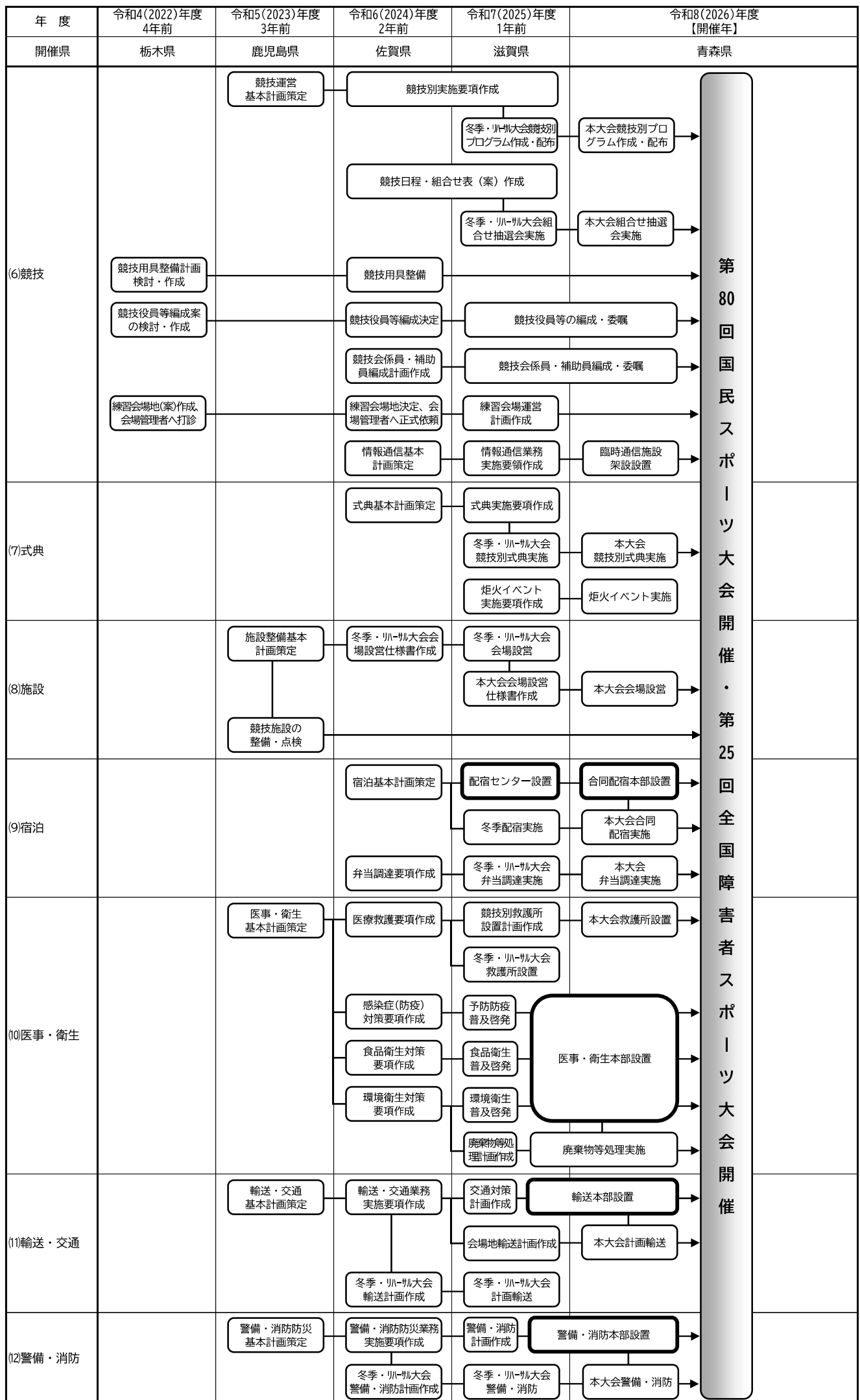
2 年次計画

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会八戸市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）は、別表のとおりとする。

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会八戸市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）

年 度	令和4(2022)年度 4年前	令和5(2023)年度 3年前	令和6(2024)年度 2年前	令和7(2025)年度 1年前	令和8(2026)年度 【開催年】
開催県	栃木県	鹿児島県	佐賀県	滋賀県	青森県
主要行事		日スポ協・文科省 総合視察 会期決定 実行委員会へ改組		リハ-リハ大会開催 冬季大会開催	
準備組織	準備委員会 設立総会・第1回総会	準備委員会第2回総会 実行委員会第1回総会 常任委員会 庁内実施本部	実行委員会 第2回総会	実行委員会 第3回総会 大会実施本部	実行委員会 第4回総会 実行委員会 最終総会 (解散)
(1)総務企画	県準備委員会との 連絡調整 開催基本方針策定	県実行委員会との 連絡調整 開催推進総合計画 策定・進捗管理		大会実施本部運営 マニュアル作成 識別用品整備 要項作成 冬季・リハ-リハ大会用 識別用品整備 遺失物・拾得物 取扱要項作成 冬季・リハ-リハ大会 遺失物・拾得物取扱 保険加入要項作成 冬季・リハ-リハ大会 保険加入 本大会用 識別用品整備 本大会 遺失物・取得物取扱 本大会 保険加入	
(2)財務	リハ-リハ大会運営経費 (第2次)調査 本大会運営経費 (第1次)調査	リハ-リハ大会運営経費 (最終)調査 本大会運営経費 (第2次)調査 協賛取扱要項作成	冬季・リハ-リハ大会 予算編成 本大会運営経費 (最終)調査 協賛の推進	冬季・リハ-リハ大会 予算執行・決算 本大会 予算編成	本大会 予算執行・決算 大会決算書
(3)広報		広報基本計画策定 ホームページ・SNS 開設・運営	広報啓発活動 大会報告書 編成方針決定	大会報告書作成	大会報告書
(4)市民運動		市民運動 基本計画策定 ボランティア 募集要項策定	市民運動の推進 ボランティア募集・研修 冬季・リハ-リハ大会ボラン ティア業務計画作成	冬季・リハ-リハ大会 ボランティア配置 本大会ボランティア 業務計画作成 本大会ボランティア 配置	
(5)歓迎・ おもてなし		歓迎・おもてなし 基本計画策定	歓迎装飾・おもて なし実施要項作成 観光ガイドブック 等作成検討 案内所・休憩所 設置要項作成 売店設置運営 要項作成	冬季・リハ-リハ大会 歓迎装飾設置 観光ガイドブック等配布 冬季・リハ-リハ大会 案内所・休憩所設置 冬季・リハ-リハ大会 売店設置 本大会 歓迎装飾設置 本大会 案内所・休憩所設置 本大会 売店設置	

第80回国民スポーツ大会開催・第25回全国障害者スポーツ大会開催



第 80 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 開 催 ・ 第 25 回 全 国 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会 開 催